

パブリックコメント手続実施結果

素案の名称	箕面市における投票区・投票所の見直し案(素案)
パブリックコメント手続実施の目的	<p>選挙権は、基本的な権利であり、選挙は、最も重要な政治参加の機会であるとともに民主主義の根幹をなすものであるといわれています。</p> <p>その政治参加をさらに進めるには、有権者の皆さんが投票に行っていたきやすい環境を整えることが求められています。</p> <p>そのため、国では公職選挙法の改正によって期日前投票制度の創設や投票時間の延長など投票しやすい環境づくりが進められてきたところです。</p> <p>この度、市選挙管理委員会では投票にかかる環境整備の一環として「身近さ」と「バリアフリー」をキーワードに投票区・投票所の見直しを行うこととしました。</p> <p>そして見直し(素案)をよりよいものとするため、皆さんに関係資料とともに公表し、次のとおり意見を募集しました。</p>
実施部局名	選挙管理委員会事務局
公表期間及び内容	<p>平成 22 年(2010 年) 1 月 5 日から 2 月 4 日まで</p> <p>箕面市における投票区・投票所の見直し案(素案)</p> <p style="padding-left: 40px;">同 一覧表</p> <p style="padding-left: 40px;">同 新旧対照表</p>
提出された意見等	<p>件数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1件(1名) <p>内容(要約)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治会内のとなり組が投票区で分断されている。 ・ 見直し案でもそのままになっているので、この際、分断を解消し、近い方の投票所に一本化してほしい。

提出された意見等
に対する市選挙管
理委員会の考え方
及び反映

意見等に対する市選挙管理委員会の考え方

- この度の見直しでは、公職選挙法及び国の設置基準をベースに、市選挙管理委員会として「身近さ」と「バリアフリー」をキーワードとして、次のとおり投票区・投票所の見直しを行ってきました。
 - ① 過大投票区を解消する。
 - ② バリアフリーを推進する。
 - ③ 生活圏、徒歩圏内を優先した区割りを進める。
 - ④ 市民のみなさんが長年慣れ親しんでこられた従来の枠組みも尊重する。
- ご意見を頂戴しました投票区は、上記の①及び②に該当しない投票区で、③の要件を満たしていましたので④を優先させて、見直しを要しない投票区と位置づけていました。

意見等の反映

- しかし投票区中央部に投票所に適した施設がなく投票所が他の投票区境近くに位置すること。
- また自治会を投票区でできるだけ分断しないほうが投票時における管理者、立会人の選出・出務等の協働体制を取って頂きやすいこと等から、ご意見を踏まえ再度全投票区に類似のケースについて確認しました。
- その結果、投票所が投票区境に接しており、かつ自治会等が分断されている第7投票区と第15投票区間の隣接部分の一部及び第17投票区と第23投票区間の隣接部分の一部について素案を見直し、それらを解消することとしました。

添付資料

箕面市における投票区・投票所の見直し案(PP形式)
同 (一覧形式)
同 (新旧対照表)